

鳥取砂丘イリュージョン開催補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、鳥取砂丘イリュージョン開催補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第2条 本補助金は、鳥取砂丘イリュージョンの開催を補助することにより、鳥取砂丘に観光客を誘致し、かつ鳥取砂丘の魅力を広く発信することを目的として交付する。

（補助対象者）

第3条 本補助金の交付の対象となる者は、鳥取砂丘イリュージョン実行委員会とする。

（補助対象事業）

第4条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、鳥取砂丘イリュージョンの開催に係る事業とする。

（補助金の算定等）

第5条 本補助金は、別表に掲げる補助対象経費から、鳥取県の補助金、協賛金その他の特定財源により充当される額を除いた額に10分の10を乗じて得た額（1,000円未満の端数を切り捨てた額とする。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額をいう。以下同じ。）を除くものとする。

（交付申請）

第6条 本補助金の交付申請は、補助対象事業の着手前に行わなければならない。

2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ次に掲げる書類とする。

（1）事業計画書（様式第1号）

（2）収支予算書（様式第2号）

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額をもって算定した補助金の額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

4 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額

(変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。) から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届を要しない場合)

第8条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(実績報告)

第9条 規則第12条に定める実績報告は、補助事業の完了、中止又は廃止の日から30日を経過する日までに行わなければならない。

2 規則第12条の報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ次に掲げる書類とする。

- (1) 事業報告書(様式第1号)
- (2) 収支決算書(様式第2号)

3 本補助金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者が仕入控除税額を含む額で交付決定を受けた一般課税事業者であって、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第3号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

(財産の処分制限)

第10条 規則第16条ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、市長が別に定める期間)とする。

2 規則第16条第4号の市長が定める財産は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
- (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

(その他)

第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、経済観光部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 5 条関係)

補助対象経費	賃金、報償費、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕費、通信運搬費、広告料、手数料、保険料、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費、その他補助対象事業の実施に市長が必要と認める経費
--------	---

(備考)

- 1 上記経費に係る消費税も対象とする。
- 2 人件費及び旅費のうち実行委員会委員に対するものは補助対象外とする。

事業計画（報告）書

- 1

補助事業名

鳥取砂丘イリュージョン開催事業
- 2

事業（予定）期間

開始

年

月

日

終了

年

月

日（

日間）
- 3

事業計画（実績）

（1）具体的内容

（2）事業の効果

- 4

事業実績証明書類（写真等）

事業報告書に限り添付

- 5

消費税の取扱い

（一般課税事業者 ・ 簡易課税事業者 ・ 免税事業者 ・ 特定収入割合が 5 %を超えている公益法人 ・ 仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者）

※いずれか該当するものに○をしてください。

収支予算（決算）書

(収入の部) (単位：円)

科 目	本年度予算(決算) 額	摘 要
計		

(支出の部) (単位：円)

科 目	本年度予算(決算) 額	摘 要
計		

年 月 日

鳥取市長 様

事業実施主体 住 所
氏 名 印
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付鳥取市指令第 号により交付決定の通知のあった鳥取砂丘イリεύジョン開催補助金について、鳥取砂丘イリεύジョン開催補助金交付要綱第9条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 交付された補助金等の額の確定額 金 円
(年 月 日付第 号による額の確定通知額)
- 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 金 円
- 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額 金 円
- 4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額） 金 円
- 5 仕入控除税額がない理由（選択又は記入すること。）
 - ☐ 課税期間に係る基準期間における課税売上高が1,000万円以下であり、適格請求書発行事業者に登録しておらず、消費税の納税義務がない。
 - ☐ 簡易課税方式により申告したため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
 - ☐ 2割特例方式（適格請求書発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置）により申告したため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
 - ☐ 公益法人等であり、特定収入割合が5%を超えるため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
 - ☐ その他（ ）
- 6 添付資料
 - (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類（別紙）
 - (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
 - (3) 課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）

別紙

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 事業実施主体名
- 2 事業実施主体住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6の計算方法や積算の内訳
- (1) 補助対象経費（補助金の使途）の内訳

区分		課税 仕入 れ				非課税 仕入れ	合計
			課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通対応 分		
経費 の内 訳							

- (2) 課税売上割合 %
- (3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法